

時 期	応急段階
区 分	被害状況の把握と二次災害の防止
分 野	都市施設等の被害状況把握
検 証 項 目	上水道施設の被害状況調査

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、激甚災害法、厚生労働省所管水道施設災害復旧事業費調査要領
執 行 主 体	国、都道府県（自治事務）、市町村（自治事務）、水道事業団
財 源	自主財源 ただし、水道施設の復旧に対して、2分の1の国庫補助がある（激甚災害指定の場合は、補助率高上げ）。
概 要	兵庫県及び同県内市町は、震災後直ちに緊急用水の確保、被害情報収集、報道機関への対応等を行った。震災当初の兵庫県地域防災計画では、これらの対応は保健環境部が担当することとなっていたが、同部は他業務が集中していたことから、県災害対策本部の指示により、水道用水供給事業等を実施している水道企業庁が担当することとなった。 上水道の被害状況調査及び応急・復旧工事は、被災地域外からの水道事業団の応援を得て行われた。自主的な応援の申出のあった水道事業体の活動区域については、日本水道協会が調整した。 震災後、兵庫県では、災害発生時の水道確保に関する業務の担当を兵庫県企業庁とするよう、地域防災計画を改定した。また、兵庫県企業庁と県内91市町、水道関連団体は、平成10年3月に「兵庫県水道災害相互応援協定」を締結した。

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果											
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 厚生省（当時）は、地震発生後、直ちに水道整備課担当者を派遣した。1月18日午前に関西水道企業団で打ち合わせをし、同日午後8時に兵庫県庁で被害状況の確認と応急対応について協議した。 [『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p125] 厚生省（当時）学識経験者等による現地調査団を派遣し（2月9日～2月11日）、水道施設の被害状況等の把握を行い、その後、3月10日に同調査団及び神戸市の代表からなる委員会を設置、3月31日に水道施設復旧のための基本的な考え方を取りまとめた。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p179-180]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 復旧支援に対する厚生省（当時）からの職員派遣状況（調査のための派遣含む） ・派遣期間：1月17日～3月11日（54日間） ・派遣人数：延べ151人</p>										
県	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 県災害対策本部は、緊急用水の確保、水道の復旧について県企業庁が中心となって対応するよう指示を出した。地域防災計画上では保健環境部が担当することとなっていたが、他業務が集中していたため、水道用水供給事業等を行っている企業庁が中心となって、応急給水、水道復旧工事、情報収集、報道機関への対応を行った。[岸田威「我々は阪神・淡路大震災にいかに対応したか」『人と国土』（財）国土計画協会,p48-49]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>										
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 神戸市では、水道局本庁が圧潰したため、1号館会議室に水道対策本部を設置した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995年』（財）神戸都市問題研究所]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 被災事業体における職員の参集状況は、下表のとおりである。[『阪神・淡路大震災調査報告、ライフライン施設の被害と復旧』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p114]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被災事業体名</th> <th>全職員数</th> <th>応急対応職員数</th> <th>割合（%）</th> <th>参集した時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	被災事業体名	全職員数	応急対応職員数	割合（%）	参集した時刻					
被災事業体名	全職員数	応急対応職員数	割合（%）	参集した時刻							

神戸市	1,034	688	66.5	震災当日
西宮市	348	200	57.5	15時
芦屋市	50	21	42.0	16時
尼崎市	277	169	61.0	17時
伊丹市	87	76	87.4	9時
宝塚市	118	65	55.1	12時
明石市	144	95	66.0	9時
川西市	68	53	77.9	9時
三木市	59	57	96.6	8時
淡路町	5	4	80.0	7時
一宮町	7	7	100.0	6時
津名町	13	13	100.0	6時
東浦町	5	5	100.0	6時
北淡町	9	9	100.0	8時
阪神水道企業団	336	157	46.7	15時
兵庫県企業庁	115	105	91.3	12時
兵庫県内合計	2,675	1,724	64.4	
大阪市	2,696	1,417	52.6	11時
豊中市	237	167	70.5	12時
池田市	89	71	79.8	8時
堺市	442	348	78.7	14時
吹田市	146	128	87.7	13時
高槻市	201	162	80.6	9時
合計	6,486	4,017	61.9	

日本水道協会が「水道施設の復旧に3日以上要し、管路の被害が2桁以上あった22事業体に対し実施したアンケート調査に基づく。

その他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>日本水道協会は、1月18日に緊急調査団を派遣し、大阪市水道局・大阪府水道部の職員と共に西宮市、芦屋市、神戸市、宝塚市を回り、被害状況を調査した。[『阪神・淡路大震災調査報告、ライフライン施設の被害と復旧』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p115]</p> <p>日本水道協会は、1月19日、淡路島で被災市町を調査した。[『阪神・淡路大震災調査報告、ライフライン施設の被害と復旧』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p115]</p> <p>日本水道協会は、自主的な応援の申出のあった水道事業者の活動区域を調整した。[『阪神・淡路大震災調査報告、ライフライン施設の被害と復旧』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p115]</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
-----	--

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>厚生省（当時）は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、平成7年6月に水道耐震化施策検討会を発足させ、同年8月に、水道施設の耐震化の基本的考え方や具体的方策等について、報告書を取りまとめた。同報告書では、水道事業者において、応急給水・応急復旧時の行動指針を作成し、また、復旧用資機材の備蓄状況等に係る情報整備を行うほか、都道府県において、広域的な支援が必要な場合の行動指針を作成することとしている。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p304]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>兵庫県企業庁と県内91市町、水道関連団体は、平成10年3月に「兵庫県水道災害相互応援協定」を締結した。その応援内容は、応急給水作業、応急復旧工事、応急対策に必要な資機材・車両等の拠出、工事業者の斡旋などである。また、平時の情報交換を行うため、水道災害対策連絡会議を設置するとともに、災害時に互応援活動を実施する場合は、当会議を兵庫県水道災害対策本部に改組することとなった。[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p617-618][[兵庫県企業庁ホームページ（http://web.pref.hyogo.jp/kigyous/）]</p>

	兵庫県は地域防災計画の改正において、災害発生時の飲料水確保に関する業務の担当を兵庫県企業庁と責任を明確化した。
	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
市 町	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み (県の欄を参照)
	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
その 他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み (県の欄を参照)
	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>応援は被災都市の要請に基づいて出動するのが基本だが、今回のように水道局本部自体が崩壊している場合や、被害状況を確実に把握できないときに、自主的応援や応援都市をまとめる機関の存在が大きな助けとなった。(『阪神・淡路大震災 水道復旧の記録』神戸市水道局)</p> <p>微かな漏水音を探る漏水探知器を配水管の上につけて漏水を調べるのだが、漏水個所が接近し過ぎて、大きな漏水音が他の小さな漏水音を消したため、大きな箇所の修理後に再び調査が必要とあるケースも出た。(震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会,p593)</p> <p>本来、水道事業者である企業庁が行政の業務である「水の確保業務」を担当することは全国的にもほとんどありません。これは阪神・淡路大震災の際の活動実績をもとにしており、大規模水道災害に対しては、大組織で対応する必要があります。(兵庫県ホームページ)</p>	
課題の整理	
上水道の被害状況調査要員の確保及び調査体制の整備	
今後の考え方など	
<p>復興10年総括検証において災害情報管理や災害復旧支援システムの確立について提言がなされている。(兵庫県)</p> <p>大規模災害で復旧に相当の時間を要する場合、他都市等への応援を求める必要があるため、引き続き関係機関との連携を図っていく。(尼崎市)</p>	